

さわやか荘在宅介護支援センター（居宅介護支援サービス）

① 重 要 事 項 説 明 書

利用者（あなた）に居宅介護支援のサービスを提供するにあたり、次のとおり説明します。

1. 事 業 者

事業者の名称	社会福祉法人津田福祉会
事業者の所在地	さぬき市津田町津田2207
代表者名	理事長 渡 邊 三 洋
電話番号	0879-42-1150
県の事業者指定	平成11年11月15日（3771100181）

2. ご利用の事業所

事業所の名称	さわやか荘在宅介護支援センター
事業所の所在地	さぬき市津田町津田2207
管理者の氏名	川 根 朋 士
電話・FAX	☎ 0879-42-1150 (FAX) 0879-42-1153
事業所番号	3771100181

3. ご利用事業所（さわやか介護サービス事業所）であわせて実施する事業

事業の種類	事業所名称	利用定数	県指定年月日	事業所番号
訪問介護	さわやか荘訪問介護ステーション		平成12年 1月20日	3771100231
通所介護	さわやか荘デイサービスセンター	40 名	平成11年11月15日	3771100199
通所リハビリテーション	老人保健施設さわやか荘	40 名	平成12年 1月20日	3751180047
介護老人保健施設 （短期入所療養介護）	老人保健施設さわやか荘	80 名	平成12年 1月20日	3751180047
介護老人福祉施設 （短期入所生活介護）	介護老人福祉施設さわやかホーム	30 名 (5 名)	平成13年 5月 1日 平成13年 5月 9日	3751100637
認知症対応型共同生活介護	グループホームさわやかハウス	18 名	平成20年11月11日	3790600021
訪問看護	さわやか荘訪問看護ステーション		平成28年 2月 1日	3760690036

4. さわやか在宅介護支援センターの事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

介護支援を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができることを目指し、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、地域の介護保険事業者等と連携しつつ援助することを目的とします。

(2) 運営の方針

- ① 利用者及び家族の意思並びに人格を尊重し、利用者が要介護状態である場合においても可能な限り在宅で、その人の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮していきます。また、利用者が介護保険施設への入所を必要とする場合は、適切な介護保険施設への紹介その他の

便宜を提供します。

- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の意思・選択に基づいて適切な保健医療サービス及び福祉サービスが複数選択出来るよう紹介を求めることができます。又、集合住宅入所者施設併設を含めたサービスやインフォーマルサービス等、総合的かつ効率的にサービスが提供されるよう配慮し、事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行います。利用者および家族の希望により、事業所選定理由等の説明を求めることができます。
- また、当事業所で前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス利用割合の説明を行います。
- ③ 事業の運営においては、市、町、社会福祉協議会、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- ④ 中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行い、専門性の高い人材による質の高いケアマネジメントを実施し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に努めます。

5. 職員の職種、人員、保有資格

＊管 理 者	常勤・兼務	1名	主任介護支援専門員・社会福祉士
＊主任介護支援専門員	常勤・専従	2名	介護福祉士・歯科衛生士
＊介護支援専門員	常勤・専従	1名	介護福祉士
＊登録介護支援専門員	非常勤・専従	1名	介護福祉士
＊事 務 職 員	常勤・老健施設事務職員兼務	1名	

6. 職員の勤務体制

管理者・事務職員	日勤型（8：30～17：30）・常勤
介護支援専門員	日勤型（8：30～17：30）・常勤（土・日輪番勤務体制）
＊24時間対応体制	夜間連絡体制：施設夜勤者より、担当介護支援専門員の携帯電話へ連絡

7. 営業日・営業時間

- ＊年中無休（土・日・年末年始は、輪番勤務体制）
- ＊午前8時30分～午後5時30分・常勤（夜間対応は、必要に応じて担当者が対応）
- ＊月～金曜日の午後5時30分～6時30分は、1名の常勤職員を配置

8. 居宅介護支援サービスの概要

(1) 居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業者との連絡調整

利用者及び家族の考えを尊重し、十分なご相談の上、必要な援助を選択していただき、サービス担当者会議等を行って居宅サービス計画を作成します。また、各サービス利用に関する事業者との連絡調整を行います。

(2) 状況確認、再評価、給付管理等

1ヶ月に1回またはサービス担当者会議において関係者から必要な合意が取れ、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用した場合は少なくとも2ヶ月に1回以上利用者を訪問し状況を確認します。また、いつでも電話相談を受ける等して、サービス内容は適切か、計画変更の必要はないか等について話し合い、確認して、適切なサービスが受けられているかどうか等給付管理も行います。

(3) 要介護・要支援認定、再認定の手続き等に関する協力・援助

利用者の要介護認定申請、変更・見直し等について、利用者に代わって申請を行ったり、その他必要な援助を行ったりします。

(4) 入院時等の連携

入院時等の際には、各関係機関と連携し切れ目のない支援を行います。

(5) 障害福祉制度の相談支援員との密接な連携

ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業所との連携に努めます。

(6) 特定事業所加算（Ⅱ）

中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行い、専門性の高い人材による質の高いケアマネジメントを実施し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に努めます。

(7) 費用（利用料）

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、**利用者の負担はありません。**

但し、利用者に保険料の滞納がある場合は、利用者から下記料金を全額支払っていただきます。なお当事業所の証明書をもって後日払い戻しとなる場合もあります。

（１）居宅介護支援の利用料

ア 基本料金

区分 (介護支援専門員 1 人当たりの利用者数)		要介護 1・2	要介護 3～5
居宅介護支援費Ⅰ (45 人未満の場合)	45 人未満の部分	10,860 円	14,110 円

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

① サービスの実施による加算

加算の種類	要 件	利用料	
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成した場合	1 月につき 3,000 円	
入院時情報連携加算Ⅰ	介護支援専門員が病院又は診療所に入院した日のうちに連携し、病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合	1 月につき 2,500 円	
入院時情報連携加算Ⅱ	介護支援専門員が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合	1 月につき 2,000 円	
退院・退所加算	病院等に入院、入所していた利用者の退院、退所に当たって病院の職員と面談等を行い、利用者に関する必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合※連携の回数及び医療機関等で開催されるカンファレンス参加の有無で算定		参加無 参加有
		①	4500 円 6000 円
		②	6000 円 7500 円
		③	9000 円
通院時情報連携加算	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、利用者の心身の状況や生活環境等の利用者に係る必要な情報の提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合	1 回につき 500 円 ※月 1 回を限度	
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、病院等の医師又は看護師等とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	1 回につき 2,000 円	
ターミナルケアマネジメント加算	終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握したうえで、在宅で死亡した利用者に対し、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、利用者の居	1 月につき 4,000 円	

	宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合	
--	--	--

②加算の基準に適合していると県に届け出ている加算

加算の種類	要件	利用料
特定事業所 加算Ⅱ	加算の体制要件、人材要件を満たす場合	1月につき 4,210 円

9. 事業の実施地域

当事業所の通常の事業実施地域はさぬき市津田町の区域です。

10. 苦情・ご相談の受付

利用者に対し、さわやか荘在宅介護支援センターの介護支援専門員が提供したサービス及び居宅介護サービス計画によって提供しているサービスについて、苦情やご相談がありましたら、ご遠慮なく下記に申し出て下さい。

★ 苦情・相談受付責任者：西田 正己（事務長）荒川 和也（事務次長）

★ 苦情・相談受付窓口：さわやか荘在宅介護支援センター

＊ 電 話 0879-42-1150 ＊ F A X 0879-42-1153

＊ 窓口担当者 [職名 管理者] 川根朋士

◎香川県運営適正化委員会 ＊電話 087-861-1300 ＊FAX 087-861-1300

◎香川県国民健康保険団体連合会 ＊電話 087-822-7431

◎香川県健康福祉部 長寿社会対策課 ＊電話 087-832-3268

◎さぬき市長寿介護課 ＊電話 0879-26-9904

◎さぬき市地域包括支援センター ＊電話 0879-26-9931

◎東かがわ市介護保険課 ＊電話 0879-26-1228

◎東かがわ市地域包括支援センター ＊電話 0879-26-1261

11. 秘密の保持

- (1) 事業所の従業者は、正当な理由がないかぎり、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。
- (2) 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を明示して雇用契約を結んでいます。

12. 事故発生時の対応、賠償責任

- (1) サービス提供中に事故が発生した場合、当事業所は速やかに関係行政機関、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2) 事故発生により、事業所の責に帰すべき事由によって利用者が損害を受けた場合、事業所はその損害を賠償します。又利用者の責に帰すべき事由によって事業所が損害を受けた場合、利用者及びその扶養者は連帯して、その損害を賠償していただきます。

13. 担当職員の変更

- (1) 利用者の担当となった職員は、利用者の意思で変更することができますので、いつでも上記の「苦情・要望受付窓口」までご連絡ください。
- (2) 利用者の担当となった職員が、病気その他の事情で勤務できなくなったとき及びさわやか在宅

介護支援センターの業務の都合で担当職員を変更しなければならなくなったときは、利用者に相談をし、了解を得て担当職員を変更することがあります。

14. 虐待防止について

事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対して必要な研修を実施します。

15. ハラスメント対策

- ① 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ② 利用者または家族が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。